

令和6年度第3回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和7年3月24日（月）

○司会 開会の時間が参りましたので、ただいまから令和6年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小林でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、WEBと併用する形で開催させていただきます。

また、事務局側も一部WEB参加をしておりますことを、ご了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度3回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます。

なお、宮川副委員長、氏家委員、岡田委員、脇田委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

会議開催にあたりまして、本日Webでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき発言をお願いいたします。

また、会場のみなさまにおかれましては、卓上に設置しておりますマイクの位置は調整ができますので、ご発言の際、WEB参加の方が聞き取りやすいよう、必ずマイクを口元に近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開催にあたりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中よりご挨拶申し上げます。

大阪市福祉局 認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中でございます。

本日は年度末のお忙しいところ、令和6年度第3回地域包括支援センター運営協議会の開催をご出席賜りありがとうございます。本協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員のみなさま方におかれましては、平素より本市の高齢者保健福祉施策の推進に格別のご理解・ご協力を賜り本当にありがとうございます。

さて、本日の運営協議会でございますが、令和7年度における地域包括支援センターの運営方針や実施体制、事業評価のしくみについてご審議いただきたく思います。

また、3月19日に開催されました大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において「日常生活圏域の再編方針」につきましてご審議いただいたところですが、この内容に関し

ましてのご報告させていただくとともに、これに関連しまして、本協議会において「地域包括支援センターが担当する圏域」の見直しに関してご審議いただきたいと思います。

本日は、限られた時間の中、また WEB 方式の併用でご不便をおかけすることもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向けまして、皆様方の活発なご議論をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

はじめに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。

「議題 1－資料①」、「議題 2－資料①」、「議題 2－資料②」、「議題 3－資料①」、「議題 4－資料①」。ここまでが議題に係る資料となります。

続きまして、「報告 1－資料①」、「報告 2－資料①」、「報告 3－資料①」、「報告 4－資料①」、「報告 5－資料①」、「報告 6－資料①」、「報告 7－資料①」、「報告 8－資料①」。資料につきましては、以上でございますが、すべて揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

「議題 1・2」、「報告 1・8」につきましては、地域包括支援センターの評価及び、運営方針に関するものであり「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」こと。

また、「議題 4」については、検討中のものであり、「未成熟な情報を公開することになり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会 ありがとうございます。

それでは、議題 1、2、4、報告 1、8 は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取り扱いにつきまして、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに、議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題の 2 及び報告の 1 と 2 は、評価に関連した議事内容であるため、議題 2

の次に報告1、報告2の順で議事を行い、その後、包括ブランチ職員研修に関連した内容である議題3と報告3を進行させていただきます。

以降、報告4から報告8までと続きまして、最後に、日常生活圏域の再編に伴う議事内容の議題4の順で、議事を進行していきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。

それでは、以降の会議の進行を白澤委員長にお願いして参りたいと存じます。白澤委員長よろしくお願いします。

○白澤委員長 今日は次年度の地域包括支援センターの運営方針や実施体制をご議論いただくことが中心になります。地域包括支援センターは色々な課題が抱えており、日常生活圏域の在り方についてもご議論いただくこととなりますので、よろしくお願いします。

先ほど説明がありましたが、ただいまから議題1、議題2、報告1を先に審議させていただきたいと思いますので、傍聴の方は、一旦ご退出をお願いします。この審議が終了しましたら、入室をお願いしたいと思います。

(「傍聴」退室)

なお、議題1、議題2、報告1につきましては、非公開となりますことから、議事内容及び資料の取扱いについてはご留意くださいますようお願いいたします。

それでは、議題1ですが、令和7年度地域包括支援センター運用方針及び、実施体制について、事務局から案を説明をお願いします。

《非公開》

これで傍聴者の方々には入室していただきたいと思います。

(「傍聴者」入出)

○白澤委員長 それでは報告2に移りたいと思います。

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 続きまして、地域包括ケア推進課担当課長の松井より説明させていただきます。報告2資料①をご覧ください。

まず1番「地域包括支援センター運営状況について」でございます。

昨年に引き続き、令和6年度の事業評価を通じた機能強化における調査内容を集計いたしまして、国の方針に基づき、本市と全国との比較を行いましたので、この結果につきまして先日の評価部会でご報告しました内容を市運営協議会でも報告させていただきます。

なお、議題2でお話しましたとおり、令和6年6月7日付けで「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」は一部改正されておりますが、同通知の中で令和5年

度実施事業においては、従来の国評価指標により評価を実施することが示されておりますので、今年度は改正前の内容で調査が行われておりものになります。

これから説明させていただく、国評価結果は、9 ページ別紙 2 に詳細を添付しておりますので、またご確認をお願いします。

それでは、2 ページをご覧ください。

(1)「全国平均及び本市比較について」でございます。

網掛け部分が令和 6 年度調査の本市の結果、右端が比較となります令和 6 年度調査の全国（市町村）の結果でございます。表の中央には、参考までに本市の令和 5 年度調査結果を掲載しております。

レーダーチャートをご覧ください。実線が本市で点線が全国となります。

昨年度と同じく、本市は全国と比較し、バランスよく指標を満たしております。

長寿化や地域住民の支援ニーズの複雑化・多様化等を背景として、相談件数は年々増加している状況は続いておりますので、今後も包括が適切な運営が行えるよう、業務負担の軽減に努めるとともに実施体制強化の検討など、引き続き必要な支援に努めていきたいと思っております。

続きまして、3 ページの(2)「全国包括及び本市の包括比較について」でございます。

こちらは左端の網掛けが令和 6 年度調査の本市包括の結果、右端が比較となる令和 6 年度調査の全国包括の結果です。中央は、参考までに本市包括の令和 5 年度調査結果を掲載しております。

本市の地域包括支援センターは、ほぼ全ての項目で全国平均を上回り、高い水準となっております。昨年度との比較では、2-(2) 権利擁護以下の数値が若干低下しております。これは今年度から 2 圏域で新しい運営法人が旧包括から業務を引継ぎまして、調査回答を行っており、詳細状況が確認できなかった項目を未回答としたことで 100%に達しなかったものになっております。

最後に資料① 4 ページの(3)「本市と本市包括の比較について」でございます。

先ほどご説明いたしました(1)(2)のとおり、「組織運営体制等」の項目で、指標を満たしていませんが、地域包括支援センターの業務負担軽減を図りつつ、包括が適切な運営を行えるよう、引き続き必要な支援に努めていきたいと考えます。

説明は以上となります。

○白澤委員長：どうもありがとうございます。

国評価指標との関係で大阪市包括なり市がどういう評価になるのかという整理ですが、何かご質問ご意見ありますか。

私から少しご質問します。大阪市は高い評価があるわけですが、必ずしも全部が 100%ではなくて、事務局として包括に今後どの辺りをきちっと対応していくような支援をしているのか、何かございますか。

○事務局 現状がほぼ 100%に近いところにありますので、その状態を引き続き保てるようにしていきたいと考えております。しかしながら、組織運営体制等において 100%に至っていない部分があります。詳細は 9 ページのところになりますが、包括の 3 職種 1 人当たりの高齢者人口が 1,500 人以下であるかの調査項目があり、職員の方の負担軽減に点からも引き続き考えていきたいと思っております。

今年度も管理者会を通じまして、現在の業務等の負担と感じているところなどの聞き取り行っており、改善できる点等は現場の声も聞きながら進めていきたいと考えております。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

組織運営体制等のところが少し低いこと、そこをどう改善していくのかを進めていきたいということでした。

○事務局 本市の評価の仕組みと国とでは違う部分がありまして、評価部会で毎年議論いただきブラッシュアップさせていただいておりますので、本市の評価の考え方を大事にしていきたいと考えております。国評価指標見直しの内容が示されているところですが、本市の今後目指すべき方向、あるいは包括の負担の点でふさわしいものになるのかを引き続き検討してまいりたいと考えております。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

ないようでしたら、お認めをさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、次の議題 3 と報告 3 については、どちらも地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の職員研修」に関するものですので、事務局から一括して説明をお願いしたいと思います。

○事務局 続きまして議事 3 についてでございますが、先に報告 3「令和 6 年度地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）職員研修報告について」、その後に議題 3 をご説明させていただきたいと思います。

まずは、報告 3 をご覧ください。

こちらは令和 6 年度の研修報告でございますが、昨年どおり、基礎・発展・管理者の各階層別及び経験年数を問わない全体研修を実施しております。

令和 6 年度も長寿社会開発センターのオンデマンド配信型以外はすべて集合型で研修を実施し、グループワークでは活発に意見交換を行いました。

研修報告の一部をご紹介します。

基礎研修は、概ね 3 年以内の職員を対象としております。

複合的な課題を抱えるケースが増えまして、包括からも要望の多い「精神疾患への理解と

支援」につきまして、家族介護者支援も含め、世帯全体を捉えたアセスメントや支援方法を学ぶ機会としました。

発展研修は、概ね4年目以降の中堅期職員を対象としております。

今回は、「地域ケア会議の効果的展開」としまして、地域ケア会議の機能や意義を再確認するとともに、課題の抽出や地域づくり、政策形成などを意識した効果的な展開について学びまして、包括・ブランチが方向性を共有しながら取り組むことを目的に合同で開催しました。

管理者研修では、「相談援助業務におけるハラスメント対応研修」としまして、後程、ご報告します「地域ケア会議等から見えてきた課題」にもあがっておりますが、包括においてもカスタマーハラスメント対応にご苦労いただいている状況がありまして、その具体的な対応方法から、法的な観点における対策につきまして、弁護士の先生から詳しくご講義をいただきました。

続きまして議題3資料①をご覧ください。

令和7年度の包括職員研修計画（案）でございます。研修形態は、これまでと同様に階層別と致します。基礎研修につきましては、相談支援業務において、日々の実践の振り返りを行い、基礎であり重要な、対人援助技術について学びます。また、個別ケース支援への理解とともに、引き続き、ケアラー支援についての視点も取り入れ学びを深めたいと思います。

次に発展研修でございますが、対応困難事例に直面した際に、他機関・多職種とのチームアプローチを意識して展開し、対応できるよう、連携支援のうえで必要とされる視点を学び、対応力の向上をめざします。

管理者研修でございますが、引き続き、具体的なカスハラ対応について、実際の裁判事例をふまえた日々の対応や記録の残し方等、法的リスクマネジメントに焦点をあてた内容としまして、弁護士に法的に適切な対応についてご講義をいただく予定です。また、虐待防止や権利擁護支援にかかる研修に関しても、階層別に引き続き行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

令和7年度の職員研修計画についてご審議いただくのですが、その前に令和6年度どのような研修をしたかご報告いただきましたが、何かご質問ご意見ございませんか。

○中辻委員 令和6年度の管理者研修、6月14日開催の相談援助業務におけるハラスメント対応研修については、包括の管理者の方が受講されているようですが、圏域の介護支援専門員への伝達研修とかはされているのですか。介護支援専門員も関心が深い分野かと思えます。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

介護支援専門員の方への伝達研修は実施をされている包括もあるということをお伺いしております。

○白澤委員長 今の質問で僕も気になったのですが、これだけではなくケアマネジャーの人たちも随分役に立つ研修も多くて、包括ならではの部分と対人的なところを整理して、機会があるのであれば、人数の問題もあると思いますが、ケアマネジャーの皆さんにも受講できるようなこともご検討いただくことが非常に大事なのだと思います。実態はどうなっていますか。

○事務局 こちらは包括向けの研修として実施しておりますが、別途自立支援型ケアマネジメント検討会議の小会議のなかで、介護支援専門員協会と一緒に主任介護支援専門員の更新研修の要件となる法定外研修を開催するなどの取組みをしている包括も増えてきている状況にあります。

○白澤委員 ケアマネジャーも対人的な精神疾患の理解と支援で随分困ってるわけですよ。家庭内の複合的な問題で困っていたり、そういう意味で同じ対面的な相談やってることもありますので、ご検討いただきたいと思います。

○事務局 今説明させていただいた議案につきましては、あくまで包括・ブランチの職員の方を対象とした研修になっておりまして、介護支援専門員の方へのスキルアップ研修につきましては別途介護保険課が研修を行っております。

また自立支援型ケアマネジメント検討会議の小会議等を通じて、検討会議で議論された会議内容の共有をするだけではなく、圏域の中で起きた問題・課題を議論する場も作って周知、報告をしている包括もあります。そのような取組みを広げていけるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 地域包括支援センターに研修するのは非常に大事だと思うのですが、何か共通しているところを全体として整合性を持ちながらやっていくことを考えただけであれば、どうでしょう。

○事務局 委託業務の範中で、包括職員に向けてどのようなスキルアップをしていただくのか。包括から介護支援専門員へ研修や情報提供は別で進めている部分等もありますので、そちらとの整合性もありますので、連携できる部分については検討させていただきたいと思えます。

○白澤委員長 担当課が違うのか。

○事務局 地域包括ケア推進課でやってる部分もありますし、介護保険課でやっていただいているものもあります。

○白澤委員長 部全体で俯瞰的に研修ととらえていただいたらどうかと思いますので、よろしくお願いします。

他にご意見ございませんでしょうか。

地域ケア会議は、包括が誰かを呼んでこないとできないので、支援困難事例を持っているケアマネジャーさんたちと共同で全体的にやる方が、良い効果が出るのではないかなと思います。ただ参加人数の問題があるので、その点は包括中心であるということは当然だろうと思いますので、ご配慮いただきながら検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議題3について、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、議題3についてはお認めさせていただいて、続きまして報告4でございますが、「地域ケア会議等から見えてきた主な市域の課題に対する市の施策について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、報告4「地域ケア会議等から見えてきた主な市域の課題に対する市の施策について」でございます。

先日3月19日に開催されました社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて審議承認されましたのでご報告します。

報告4資料①2ページをご覧ください。

地域ケア会議につきましては、介護保険法に定められた会議でありまして、個別事例の検討を通じて多職種協働によりケアマネジメント支援等を行うとともに、地域課題を抽出し、地域づくりや政策形成等につなげていくことを目的としております。

右の図をご覧ください。

本市では、包括圏域レベルで実施する地域ケア会議等から見えてきた課題を、区レベル、市レベルでの政策形成につなげるため、各区において区地域ケア推進会議を開催するとともに、市におきましては、この市地域包括支援センター運営協議会と社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を大阪市地域ケア推進会議と位置付けまして、市地域包括支援センター運営協議会では、各区から報告された各種課題の集約を行いまして、高齢者福祉専門分科会では、集約された課題に関しまして、市の施策に反映するための検討を行うこととしております。

9ページをご覧ください。地域ケア会議等から見えてきた課題の政策形成に係るサイクルを表したものでございます。

左上、包括から報告された課題について、右の区運営協議会を通じまして、各区から報告

を受けた「地域ケア会議等から見えてきた課題」につきまして、6つのテーマに分類して取りまとめ、第1回市運営協議会へ報告したところです。

その後、市域で取り組むべき課題につきましては、各局担当部署へ市域レベルの課題に対する施策反映状況の確認を行いまして、先日開催されました社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて審議、承認されましたので、左側、枠囲みをしている部分ですが、今回市運協にて報告4としてご報告いたします。

なお、その左側、報告5として枠囲みをしておりますのが、区域の課題に対し、今年度、区域で取り組まれた内容の報告となります。

3ページをご覧ください。左端より課題の集約を行いましたテーマ、右側に「地域ケア会議等から見えてきた主な地域課題」のうち「市域での取組が必要とされたもの、その右側に「課題に対する市の施策」、その右側に「計画の該当ページ」を記載しております。

時間の都合上すべての説明はいたしません、各課題に対する市の施策、取組状況をいくつかご紹介いたします。

3ページ複合的な課題を抱える世帯への支援体制の③「本人や家族が、精神疾患等を抱えている場合があり、支援者が障がい福祉等各種制度の理解を深める必要がある。」との課題に対しましては、右の「課題に対する市の施策」の③支援者の対応力向上のため、各研修等や専門相談対応の実施の他、令和6年度からの改正障害者総合支援法施行に伴いまして、各区地域自立支援協議会におきまして、個別事例の情報共有を行うこととされておりまして、様々な相談支援機関等と連携、円滑なサービス等が受けられるように取り組んでいるところでございます。

続きまして8ページ「社会資源、担い手の不足の課題」の②地域活動の担い手の「通いの場に継続して通うために、つなぎ役が必要。」との課題に対しては、右側②生活支援コーディネーターが協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、活動者の不足などの課題により継続が困難な場合、関係機関と連携し、活動の継続に向けた支援を行っております。

また、高齢者の経験や知識を生かした社会参加への支援として実施しております、介護予防ポイント事業の活動対象施設につきまして、令和7年度より幼稚園・障がい児・者施設を追加するなど、活動範囲の拡大を図っております。

以上、様々な施策反映が必要と思われる課題につきまして、現在の反映状況についてご説明いたしました、今後も市域の課題を把握し、引き続き課題解決に向けて努めてまいります。説明は以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

大変重要なテーマだと思いますが、地域の課題をどう解決していくのか。行政、大阪市の施策としてボトムアップで上がってきた地域の課題をどう対応していくのか。こちらについて、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

○中辻委員 5ページのひとり暮らし高齢者の課題の2番ですね。行政サービス、入退院手続き、救急搬送時の付き添いなどの支援者がおらず、やむなくケアマネジャーが対応しているとあり、下段の方に負担軽減等、環境整備が必要と書いていただいているのですが、市の施策としては、右側拝見すると、特にこれに関することがないのですが、これはいずれまた課題として取り上げるというふうに考えてよろしいですか。

○白澤委員長：今の質問も非常に大事だと思っているのですが、何かをやってますと書くだけではなく、今後こういうことを検討していくっていうことを書いてもらって、それぞれのセクションで対応していくのは非常に大事だと思います。

緊急搬送の問題は、ケアマネジャーが乗ったり、時にはヘルパーも乗るわけですが、工夫している市町村であれば、例えば病院と行政とケアマネジャーなど介護の団体が入って、連絡票みたいなものつくって、乗らなくて済むような対応しているような地域もあるわけです。身寄りのない人の入退院問題って大変大きい問題なんですね。だから病院への入院要件として保証人問題をどうするのかなど、ケアマネジャーも困ってるわけで、そのようなところが課題なのだと書いていかなければならないと思います。

（資料としては）随分すっきりして、今まではこういう仕組みを「作ろう作ろう」としてきたものが形になり議論ができるようになったが、他のセクションから報告を受けているわけだから、運営協議会でのセクションというより、他のセクションがそういうことを積極的に考えてくれないといけないのだけど。

そういう意味ではぜひ報告もらう中で、みんなと協議をしていただけると大変ありがたいと思うのですが。

これは1つだけの問題じゃなくて、「何々ができています」で終わりではなく、「今後どういうふうにそれを展開していくのか」、何か施策のあり方、課題っていうところにつなげていってもらいと、動いていくわけですね。

そういうものにしていかないと、せっかく、ボトムアップで上がってきた地域課題が制度になっていかないというように思います。

運営協議会を出てきたものを承認するだけの話ですから、次年度、それぞれのセクションがそのような形で報告していただくことができれば、施策がいろんな形で進んでいくのではないかなというふうに思います。

今まであんまりこのようなきれいな形で出てきてなかったのも、このような意見がありますという段階に留まっていた。これを次の成果につなげていただくと大変ありがたいと思います。

他に何かご意見なければ、お認めをしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして報告5ですが「令和6年度各区地域包括支援センター運営協議会の実

施状況等について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、報告5「各区地域包括支援センター運営協議会の実施状況等について」ご説明申し上げます。

報告5資料①1ページ目をご覧ください。

上部に記載しておりますのは、区運営協議会におきまして第1回から第4回までの各回でご審議いただく議題でございます。第3回は、他の回と同時開催も可能としております。下の表につきましては、令和6年度の各区運営協議会の実施状況をまとめたものでございます。

次に9ページをご覧ください。

ここから36ページまでは、令和5年度に地域包括支援センターにおいて行われた地域ケア会議等から見えてきた課題について、各区運営協議会で、区単位で取り組むべきとした課題に対して、令和6年度に各区で取り組んだ内容が報告されているもので、24区分を掲載しております。

こちらが、先ほど、「報告4の参考資料」でご覧いただきました「地域ケア会議等から見えてきた課題の政策形成に係るサイクル」の中の「報告5」の枠囲み部分となります。

左端から、令和5年度第4回区運営協議会で検討した「地域ケア会議等から見えてきた課題」のうち、「区単位で取り組むべき課題」、「区地域ケア推進会議で検討した取り組むべき方向性」、半分より右端が令和6年度の実践内容として、「区で取り組んだ具体的内容」、「今後、区で取り組む具体的内容（案）」となっております。

資料3ページをご覧ください。

1「複合的な課題を抱える世帯への支援」では、①地域とのつながりが希薄であるために、複合的な課題を抱えた世帯を早期に把握することが困難（支援開始時には課題が複雑化）といった課題に対しましては、一番右の①「区役所窓口において「社会的なつながりが希薄な世帯等」の発見に向け職員全体の感度やスキル向上を目標として、各包括の役割や認知症の早期支援についての研修を実施した。また、生活自立支援相談窓口においては、健康問題が疑われる場合、高齢者支援担当等へつなぐ等の支援につなげた。」という取組がなされております。

4ページをご覧ください。

2「認知症高齢者の課題」では、⑥家族や支援者が本人の意思決定を尊重できるように、元気な時から自分の生き方を考えておくことが必要といった課題に対しまして、一番右の⑥「在宅医療・介護連携推進事業と連携し、難病患者、認知症や障がい者の人への意思決定支援等についての研修等を実施し、関係機関と学びを深めた。」という取組がされております。

5ページをご覧ください。

3「ひとり暮らし高齢者の課題」では、③生活環境が悪化しているにもかかわらず、支援

を受け入れない等のセルフネグレクト状態にあるケースが多いといった課題に対し、一番右下の③④⑤「区、包括、ランチ、あんしんサポート、生活支援コーディネーターでセルフネグレクトケース研修会を実施した。また、区、包括、ランチで事例検証会議を開催し、支援状況の検証や今後の支援方法について考える機会とした。」という取組がされております。

6 ページをご覧ください。

4「権利擁護の課題」では、③成年後見制度市長申立について、審判が下りるまで、金銭管理を担う人が不在となり、高齢者の日常生活に支障をきたしているといった課題に対しまして、一番右の③「地域ケア会議等で、成年後見制度市長申立が必要なケースについて生活保護担当者と連携し、手続きが円滑に進むよう調整を行った。」という取組がされております。

続いて7 ページをご覧ください。

5「自立支援・重度化防止の課題」では、②インフォーマルサービスの情報が不足しているといった課題に対しまして、一番右の②「生活支援コーディネーターが毎月作成する区内のインフォーマルな集まりの場やコーディネーターの活動などが掲載されたチラシを区役所窓口等に設置、SNSを活用し当該活動の周知を行った。」という取組がされております。

8 ページをご覧ください。

6「社会資源、担い手不足の課題」では、③カスタマーハラスメントにより、支援者が利用者や家族へ適切な支援が困難となるため、ハラスメント防止にかかる取組についての周知が必要といった課題に対しまして、一番右の③「包括が企画して、全圏域対象に支援者向けのカスタマーハラスメント講座を開催した。」という取組がされました。

説明は以上でございます。

○白澤委員長 ありがとうございました。

これも大変重要な課題で今回全体をまとめていただいて、こういう形で大阪市の地域包括ケア会議全体で明らかにしていただいているということですが、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。

区の課題に対しては今後どうするのか聞いており、具体的なところは報告資料の別紙2を見ていただくと、区で取り組んだ具体的内容と、今後区で取り組む具体的内容案が書いてあるわけです。

だから市の方も、どのようなことを今後考えていきますかを聞くことにすれば、次の発展が出てくると思います。予算もないのにどうするといった話もあるかもしれませんが、お金のかからないことも工夫すればできることがあるわけです。

先ほども話しましたが、救急車に搬送されるときに、連絡票みたいなものがあって、この人の状態はこのような状態ですとわかれば、それをお渡しすれば、ケアマネジャーや訪問する人が一緒に乗らなくても済む。どうすればできるか、行政、ケアマネジャー、包括、ある

いは病院や救急車に関わる消防署との役割分担をどうしていくのか、みんなで話し合いをすることで 1 つ 1 つ新しい社会資源が生まれていくわけです。これがローカルガバナンスと思うのですが。

他にいかがでしょう。段々と整理できてきたから、このようなことはいえるようになってきたってということもあるんですよ。今までこのような整理をしてなかったから言えなかったのだけれども、大阪市全体として整理ができてくると、こうした方が見えることが段々とわかってくるので、もう一步進めていただくと大変ありがたいと思います。

ではこれをお認めさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、報告 5 終わりましたので、報告 6「高齢者虐待対応状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 福祉局生活福祉部、相談支援担当課長の河北と申します。

報告 6 資料①の「高齢者虐待対応状況について」 ご報告させていただきます。

記載しております内容につきましては、令和 5 年度における養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報件数等のデータをまとめたものになります。本日は資料の内容のうち、ポイントとなる点に絞って説明させていただきます。

まず、養護者による虐待の報告です。

資料 1 ページをご覧ください。

1 番「相談通報件数」です。

令和 5 年度の通行件数は 1,178 件となっており、令和 4 年度と比べ 7 件の増となっております。経年的に言いますと、令和 3 年度に一旦減少していますが、令和 4 年度以降再度増加している状況です。全体の 3 分の 1 近くの通報を包括が受理していただいて、また虐待事実ありと判断した件数は 358 件で令和 3 年度以降は増加しています。なお、通報受理件数のうち虐待事実ありと判断したものの割合は概ね 3 割となっており、前年度と同程度となっております。

続いて、2 番「相談・通報者」です。

昨年度に続き、警察からの通報が一番多く、643 件 51%。次に介護支援専門員が 223 件 17.7%と多く、前年度と同様の傾向でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

上のグラフは通報者ごとの虐待ありの判断をした割合になります。包括との関わりの深い、介護支援専門員、介護保険事業所職員、医療機関従事者、民選委員等と身近な支援者からの通報では虐待判断した割合が 50%を超えております。

次に、虐待の種別でございますけれども、身体的虐待が 220 件と最も多く、令和 4 年度と比較しても増加していることがわかります。

続いて 3 ページをご覧ください。

被虐待者の性別では、女性が多く、前年と同様。また全国、大阪府においても女性が多くなっております。その下が被虐待者の年齢です。80 歳から 84 歳が最も多く、次いで 85～89 歳となっております

こちらは 4 ページに続きますけれども、先ほどの年齢を人口 10 万人対発生率でいいますと、年齢が高くなればなるほど虐待の発生率が高まっているということが見ていただけるかと思います。その下、6 番「被虐待者の要介護度」です。

要介護 1 から要介護度 3 の認定を受けている高齢者が多く、また、その下の人口 10 万人対発生率を見ますと、なかでも要介護 3 認定を受けている高齢者に虐待発生率が高いと言えます。なお、介護保険の未申請、申請中は 61 件、16.5%となっております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

要介護認定を受けている被虐待高齢者の認知症日常生活自立度では、Ⅱが最も多くなっております。要介護認定を受けている被虐待者の約 7 割に何らかの認知症状が認められ、認知症高齢者への介護支援が虐待の未然防止、早期発見には重要と考えられます。

続いて、その人は虐待者についてです。最も多いのが息子、次いで娘となっており、特に息子からの虐待は前年度から増加しております。実の子からの虐待が半数以上と多いのは、例年と同様の傾向でございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。

対応状況についてですが、介護保険サービスの利用や、老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置、施設入所と分離を行った事例は 104 件ございました。一方、擁護者には助言指導や、介護サービスのケアプランの利用指導を行い、高齢者本人と分離を行っていない事例は、186 件となっております。

続きまして、7 ページは、虐待対応を行った事例の権利擁護に関する対応となっております。詳細については、資料をご参照ください。

養護者による高齢者虐待についての報告は以上でございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。

要介護施設従事者等による虐待についての資料となっております。

通報件数は 100 件で、虐待の事実ありと判断した件数は 37 件と昨年度と比べて増加しております。相談通報者は施設、事業所の管理者、次いで当該施設職員が多くなっております。

続きまして、9 ページをご覧ください。

3 番の虐待の種別では、養護者による虐待と同様に、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。また、ネグレクトが昨年度から増加しております。

その他詳細につきましては、資料をご一読いただきますようお願いいたします。

参考資料としまして、11 ページに国、大阪府の数値を記載しております。

令和 5 年度の大阪府の通報件数は、東京都に次いで全国 2 位となっております。本市の通報件数は大阪府全体の 3 割程度占めており、今後も引き続き、虐待に関する周知、広報を通じた地域などへの啓発や、事業所への研修などによる虐待の早期発見、未然防止に取り組む

必要があると考えております。

以上で、高齢者虐待の報告を終わります。

ありがとうございました。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

高齢者虐待者についての報告でございますが、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

○早瀬委員 1つ1つのケースが非常に深刻だと思います。

量的な把握で言うと、例えば11ページの資料で要は人口の多いところで、これ通報件数が多いっていう話があるのだけど、神奈川県と大阪府で高齢者人口における総件数という把握の仕方してもいい気がするのですね。でないと人口が多いからとなってしまうので、そういった全体的な発生率みたいな見方も、一方で発生率が云々というだけじゃなくて実数も重要なのだとよくわかるのですが、少し気になりました。意見です。

○弘川委員 5ページなんですけども、要介護認定者の認知症日常生活自立度のところで、ⅡとⅢが33.7%、27.1%と高いいうところになってるんですが、これに対して先ほどコメントをおっしゃったと思うんですが、どういうコメントだったかもう一度確認させていただいてよろしいですか。

○事務局 失礼しました。要介護認定を受けておられる被虐待者の約7割に何らかの認知症状が認められるということで、認知症高齢者への介護支援が虐待の未然防止、早期発見に重要と考えておりますということを申し上げました。

○弘川委員 ありがとうございます。予防のところをしっかりとしていくってところが必要だということですね。ありがとうございます。

○白澤委員等 1ページを見るとコロナの時期に件数が減っているのです。

下の図とも関係があって、ケアマネジャーの発見件数がずっと減っているのです。

コロナのときにあまり訪問が少なかったことが影響しているのではないかと思っているのですが。それで本来なら虐待があるケースも、虐待が発見されたケースだけが出ていることもあるのではと前々から思っていて、海外ではコロナで虐待増えたっていう結果になっているのだけど、日本だけはこう減っている。変な現象になっているのですよね。

これ都市部だからかもわからないのですが、大阪市の場合やたらと警察の比率が高い。これは全国平均を見ると、介護支援専門員・警察は、そんなに差がなく、コロナで逆転しているのですよ。コロナ前まではケアマネジャーの発見者が多かった。

ケアマネジャーが発見した場合は、虐待の確率が非常に高く、警察が発見をした場合には、虐待の確立が低い。そういうことから考えると、もう少しケアマネジャーにきちっとしたモニタリングをやってもらうことが非常に大事なのではないかと思います。

この比率が全国に比べると随分ケアマネジャーが低いイメージがしているので、そのあたりも、数字を全国的に見られてみたらどうなのかと思います。

他にございませんでしょうか。なければ、虐待を予防したり、できるだけ早期に発見するのは大事ですので、そういう観点で、進めていただければと思います。

それではお認めさせていただきます。

続きまして、報告7「認証施策の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 高齢者施策部認証策担当課長の永石です。

報告7資料1「認知症施策の実施状況について」ご覧ください。

1ページになります。

認知症初期集中支援推進事業になりますが、チーム員が支援した件数は、平成29年の1421人をピークとして、令和5年は992人になっております。

推進員が支援した件数においては、若年性認知症の支援は、令和5年度62件になってまして、この若年性の認知症支援につきましては、平均が53人になります。方や支援困難症例対応につきましては、平成28年は150人だったところが、令和5年には623人になっております。全体としまして、認知症初期集中支援チーム員の初期集中支援件数は減少してはいますが、認知症地域支援推進員の支援困難症例対応件数は、年々増加している傾向にあります。

参考に、地域包括支援センターの総合相談の件数のうち、認知症疑いの有りの件数についてなんですけれども、こちらの下の方のうち、認知症疑いありのところになりますけれども、令和5年は1万5,115人が実人員となっております。割合としましては21.3%と全体の件数の中での割合は20%前後となっておりますけれども、令和4年の1万6,010人から比べると、かなり減少しております。

総合相談件数は年々増加していますが、認知症の人に係る相談件数については、令和5年はやや減少しているという傾向がありました。

2ページをご覧ください。

繰り返しになりますが、認知症籍集中支援チーム員の初期集中支援件数は減少しています。一方で、認知症地域支援推進員の支援困難症例対応件数は、年々増加していることから、要因分析及び課題等について検討を行う必要があると考えておまして、今後の取り組みといたしまして、具体的な検討の実施ということで、初期集中支援件数の減少及び支援困難症例件数の増加についての要因分析及び対応策等の検討を行うとともに、認知症初期集中支援推進事業全般の今後の方向性についても検討を行って参りたいと考えているところです。

この中で、開催ができていなかった集合型による認知症初期集中支援チーム員の研修の実施につきましても、スタートアップ研修として、初期集中支援に対応できるよう、勤務年数が、1年未満のチーム員を中心に、認知症初期集中支援チームの役割等について、年度当初に研修を開催し、また、フォローアップ研修として、スタートアップ研修を受講したチーム員をはじめ、勤務年数が2年目以降のチーム員及び認知症地域支援推進員を受講対象とした意思決定支援や、課題分析をテーマとした研修をこれから開催して参りたいと考えております。

続きまして3ページは、オレンジサポーター地域活動促進事業です。

事業内容としては、各区の認知症強化型地域包括支援センターにコーディネーターを配置しておりまして、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行うチームオレンジサポーターの立ち上げを支援しております。右側の図の1にありますように地域住民の方が認知症サポーター養成講座を受講いただきまして、認知症サポーターになっていただいた方が、ステップアップ研修を受けて、オレンジサポーターとして、この立ち上げを支援していただいているところになります。

また認知症の人にやさしい取り組みを行う企業団体をオレンジパートナー企業として登録、周知しておりまして地域での支援活動を促進しております。チームオレンジサポーターの条件は、左にありますように、オレンジサポーターが1人以上いること、認知症の人や家族がメンバーとして参加できること、1回限りや数回だけでなく継続して活動できるということとなっております。

最後のページが実績になります。

認知症サポーターは累計で25万7,333人になっておりまして、うちオレンジサポーターが1,200人、チームオレンジサポーターとしてのチームが令和5年度に、336チームとなっております。

この内訳では、体操・運動していただくチームや集いの場を提供いただいたり、生活支援、認知症カフェ、外出活動等、また少ないですけれども、創作活動や農園活動をしていただいているチームもございます。

オレンジパートナー企業につきましては、令和5年で累計1,642か所のご登録をいただいております。郵便業、医療機関、金融業、小売業等が主となっております。認知症施策の実施状況については以上になります。

よろしく願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

認知症施策の実施状況について、ご説明いただきましたが何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、報告7を終わらせていただきたいと思います。

本日の公開案件はこれで終了しましたが、それでは、報告8を始める前に、傍聴者

の方はご退出お願いしたいと思います。

(「傍聴者」退出)

《非公開》

○白澤委員長 今日の議案は以上となりますが、他に何かございますか。

○事務局 委員長、すいません。

資料をご用意しておりませんが、大阪市では介護予防のさらなる取り組みとしまして、これまで介護予防にあまり関心がなかった方々にもご参加いただけますように、介護予防を知る、初めて見る、楽しむ、広げる、の4つの柱からなる新たなスカイプロジェクトということを実施させていただこうかなと思っております。

このプロジェクトにつきましては、令和7年度からの3年間で重点的に取り組みをさせていただきまして、それぞれの柱で事業を展開していくこととしております。

4月以降順次事業を実施していくこととなりますけれども、あわせて、高齢者の方に積極的にご参加いただけるように、丁寧な周知に努めて参ります。

委員の皆様及び各組織・団体等におかれましても、利用者の方やご家族等も含めまして、それぞれの事業周知にご協力をいただきたいと思いますので、今後順次、本市のホームページへの掲載でありますとか、事業の冊子などを作成していくこととなりますので、例えば関連する施設でありますとか、事業所などに配架をさせていただくこともお願いしたいと考えておりますので、重ねて、今後ともご協力いただきますようによろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○白澤委員長 それでは、事務局に進行を返させていただきたいとございます。

○司会 白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

今年度最後の運営協議会となりますが、委員の皆様におかれましては1年間まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和6年度第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。